

正誤表（週休2日制モデル工事の試行要領について）

正	誤	備考
<p style="text-align: center;">富山県農林水産部所管建設工事に係る 「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p>1 ～ 3 【省略】</p> <p>4 試行工事の実施 (1)～(7) 【省略】 [削る。]</p> <p>5 【省略】</p> <p>附 則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 30 年 10 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年 7 月 15 日以降に契約する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 2 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">富山県農林水産部所管建設工事に係る 「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p>1 ～ 3 【省略】</p> <p>4 試行工事の実施 (1)～(7) 【省略】 (8)週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行 「受注者」は、「週休2日制モデル工事」に係るアンケートに必要事項を記入し、工事完成後、14 日以内に監督員に提出すること。</p> <p>5 【省略】</p> <p>附 則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 30 年 10 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年 7 月 15 日以降に契約する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 2 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p>